

設 計 書

公益財団法人 広島県下水道公社 福山支所

令和 8・9 年度（2 年分）

福山市箕沖町 1 0 6 番地

芦田川流域下水道芦田川浄化センター

放流水等の水質及び悪臭測定業務

令和 8 年 1 月設計

業務価格 金 円	消費税相当額 金 円	業務委託費 金 円	業務名 芦田川流域下水道芦田川浄化センター 放流水等の水質及び悪臭測定業務
-------------	---------------	--------------	---

工種・名称	種 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1 直接業務費	分析費	1 水質試験	回	24			第1-1号代価表
		2 有機リン化合物 PCB	回	4			第1-2号代価表
		3 農薬試験	回	8			第1-3号代価表
		4 グライシノ類測定	回	2			第1-4号代価表
		5 悪臭測定	回	2			第1-5号代価表
		分析費計					
2 間接業務費	試料採取費	直接人件費	回	24			第2号代価表
		交通費	回	24			第3号代価表
	諸経費	直接業務費 計					
			式	1			人件費 * 0.878
業務価格							
							千円未満切捨
3 消費税相当額							
業務委託費							

(1回当たり)

[illegible]

[illegible]

(1回当たり)

業 務 委 託 提 出 書 類 一 覧							
業務名称		芦田川流域下水道芦田川浄化センター 放流水等の水質及び悪臭測定業務			(公財) 広島県下水道公社		
	名 称	様式番号	部数	提出期日	提出日	提出基準	備考
1	着手届	1	1	契約後 10 日以内		総て	
2	業務資格証書 (事業者の登録証、環境計量士 登録証、直接的恒常的雇用関 係を証明するもの) の写し	2	1	"		"	
3	緊急連絡先通知書		1	"		"	任意様式
4	事故発生報告書		1	その都度		"	"
5	氏名等変更届		1	"		"	"
6	業務報告書	4	1	試料採取後 21 日以内 ダイオキシン類の結果は 60 日以内		"	
7	業務完了報告書	5	1	業務完了時		"	

仕 様 書

1 業務名

芦田川流域下水道芦田川浄化センター 放流水等の水質及び悪臭測定業務

2 業務の目的

この業務は、芦田川浄化センターの放流水等について下水道法第25条の22の規定により同法第21条第1項の規定を準用して測定を行う。また、放流水中の悪臭について悪臭防止法第7条の規定に基づく、福山市告示299号の遵守状況を確認するため測定を行うものである。

3 業務場所

福山市箕沖町106番地

4 業務期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日

5 業務内容（測定項目等については別紙2のとおり）

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 水質試験 | 1回／月 |
| (2) 有機リン化合物・ポリ塩化ビフェニル測定 | 2回／年 |
| (3) 農薬試験 | 4回／年 |
| (4) ダイオキシン類測定 | 1回／年（9月に実施すること。） |
| (5) 悪臭測定 | 1回／年（9月に実施すること。） |

*ただし、検査項目によっては、対象検体、検査項目に特例あり。

（別紙2及び設計書参照）

6 業務実施要領

- (1) 業務の実施前に、別紙「業務委託提出書類一覧」に示す書類を提出すること。
- (2) 高所作業や危険な作業を伴う検体の採取を行うときには、十分な安全管理を行うこと。
- (3) 検体採取の日程については、原則として各月の第1週の木曜日とする。日程の変更等がある場合、委託者は受託者にあらかじめ連絡を行う。
なお、検体の採取に必要な器具は受託者がすべて準備すること。
- (4) 検体の搬送は保冷車を使用するなど、検体の取扱いに留意すること。
- (5) 測定・分析の方法は関係法令の定める規則・基準及び日本工業規格によるものとし、その他必要な事項については監督員の指示に従うこと。
- (6) 分析は検体採取後すみやかに行い、業務報告書、分析結果(2部)、分析計算書(1部)をすみやかに提出すること。なお、ダイオキシン類測定結果については、別紙1の電子データを添付すること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて監督員と協議して定めること。

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号		1. 流入水 2. 放流水	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価 係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF					0.1	
	1,2,3,7,8-PeCDF					0.03	
	2,3,4,7,8-PeCDF					0.3	
	1,2,3,4,7,8-HxCDF					0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDF					0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDF					0.1	
	2,3,4,6,7,8-HxCDF					0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF					0.01	
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF					0.01	
	OCDF					0.0003	
	Total PCDFs		-	-	-	-	
ポリ塩化ジベンゾジオキシン	2,3,7,8-TeCDD					1	
	1,2,3,7,8-PeCDD					1	
	1,2,3,4,7,8-HxCDD					0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDD					0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDD					0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD					0.01	
	OCDD					0.0003	
	Total PCDDs		-	-	-	-	
Total (PCDFs + PCDDs)			-	-	-	-	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB(#81)					0.0003	
	3,3',4,4'-TeCB(#77)					0.0001	
	3,3',4,4',5'-PeCB(#126)					0.1	
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)					0.03	
	2',3,4,4',5'-PeCB(#123)					0.00003	
	2,3',4,4',5'-PeCB(#118)					0.00003	
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105)					0.00003	
	2,3,4,4',5'-PeCB(#114)					0.00003	
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)					0.00003	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#156)					0.00003	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)					0.00003	
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)					0.00003	
Total コプラナーPCB			-	-	-	-	
Total ダイオキシン類			-	-	-	-	

備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ (毒性等量にあっては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$)、排出水の測定結果を記入する場合にあっては、単位を pg/L (毒性等量にあっては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、単位を ng/g (毒性等量にあっては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$)とする。

2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。

3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。

4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。

5 用語の定義は、日本工業規格K0311又はK0312によること。

6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

測定項目及び検体数

検査名	測定項目	検体数	定量下限値 (mg/l)
水質試験 流入水及び放流水 1回/月	トリクロロエチレン	48	0.002
	テトラクロロエチレン	48	0.0005
	ジクロロメタン	48	0.002
	四塩化炭素	48	0.0002
	1, 2-ジクロロエタン	48	0.0004
	1, 1-ジクロロエチレン	48	0.002
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	48	0.004
	1, 1, 1-トリクロロエタン	48	0.0005
	1, 1, 2-トリクロロエタン	48	0.0006
	1, 3-ジクロロプロペン	48	0.0002
	ベンゼン	48	0.001
	水銀又はその化合物	48	0.0005
	フェノール類	48	0.5
	六価クロム化合物	48	0.02
	アルキル水銀化合物	48	0.0005
	1, 4-ジオキサン	48	0.005
有機リン化合物測定 流入水及び放流水 2回/年	有機リン化合物	8	0.1
ポリ塩化ビフェニル測定 流入水及び放流水 2回/年	ポリ塩化ビフェニル	8	0.0005
農薬測定 流入水及び放流水 4回/年	チウラム	16	0.0006
	シマジン	16	0.0003
	チオベンカルブ	16	0.002
ダイオキシン類測定 流入水及び放流水 1回/年	ダイオキシン類 (コプラナーPCB含む)	4	
悪臭測定 放流水 1回/年	臭気指数	2	3

* 定量下限値は表中の値以下とする。